

## 「区域区分日前所有地」の解説

- ① 区域区分日前から所有している土地
  - ② 区域区分日前日の所有者から相続等した土地  
(直系尊属から相続等を行うことが確実なものを含む。)
  - ③ 区域区分日前日の所有者から相続等(複数回も可)  
により土地を取得した者から相続等した土地  
(直系尊属から相続等を行うことが確実なものを含む。)
- で、**規則で定める土地**

※ 取得したとは、所有権を登記したことをいう。

相続等を複数回重ねても対象となるが、それぞれの相続等は、直系尊属又は2親等以内の親族間に限る。

## 「規則で定める土地」とは

- (1) 申請者が区域区分日前から所有している土地
  - (2) ① 区域区分日前所有者
  - ② ①の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{直系卑属} \\ \text{2親等以内} \\ \text{の親族} \end{array} \right\}$  である相続人
- の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{直系卑属} \\ \text{2親等以内} \\ \text{の親族} \end{array} \right\}$  である申請者が相続等した土地
- (直系尊属から相続等を行うことが確実なものを含む。)

相続人等＝相続等によりその土地を取得した者 (複数回の相続等による取得も可)  
(地位を承継)

※ 相続等を複数回重ねても対象となるが、それぞれの相続等は、直系尊属又は2親等以内の親族間に限る。

## 【結論】

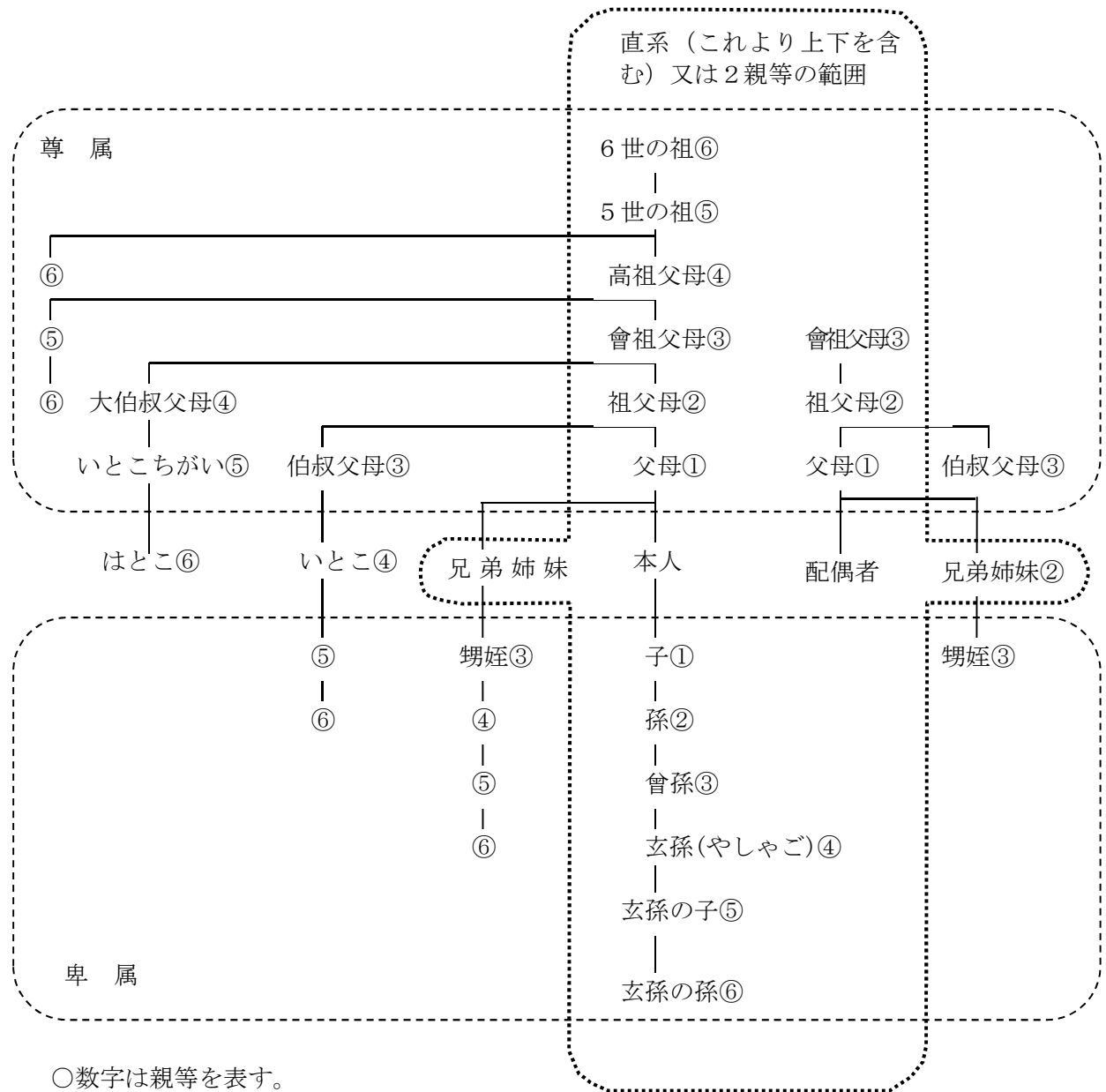
「区域区分日前所有地」とは、

- ① 申請者が区域区分日前に所有し、現在も所有している土地
- ② 区域区分日前の所有者(申請者の直系尊属か2親等以内の親族に限る。)から相続等をした土地
- ③ 区域区分日前の所有者(申請者の直系尊属に限る。2親等以内の親族は含まない。)から相続等を行うことが確実な土地
- ④ 区域区分日前の所有者(相続等した者の直系尊属か2親等以内の親族に限る。)から相続等(複数回も可)した者(申請者の直系卑属か2親等以内の親族に限る)から相続等した土地
- ⑤ 区域区分日前の所有者(相続等した者の直系尊属か2親等以内の親族に限る。)から相続等(複数回も可)した者(申請者の直系尊属に限る。2親等以内の親族は含まない。)から相続等することが確実な土地

※ 相続等を複数回重ねても対象となるが、それぞれの相続等は、直系尊属又は2親等以内の親族間に限る。

(参考1)

【親族の範囲】



血族

姻族

【用語の解説】

- ・尊属：親等上の父母と同列かそれより上位の系統に位置する者。父母、祖父母、伯叔父母等
- ・卑属：親等上の子と同列かそれより下位の系統に位置する者。子、孫、甥姪等
- ・直系：父祖から子孫への親子の関係でつながる系統

<注> それぞれの配偶者の親等は同じである（例：3親等の配偶者は3親等である。）  
縁組による養子は、縁組みの日から養親の子として取り扱う。  
（この場合は、実親とその血族との親族関係は継続する。ただし、実親とその血族との親族関係が終了する養子縁組（「特別養子」という。）の場合を除く。）